

# 住居確保給付金の概要

北海道オホーツク総合振興局管轄

## ●住居確保給付金について

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

## ●支給対象者

- ・ 離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたは失うおそれのある方
- ・ 離職等の日から2年以内の65歳未満の者
- ・ 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
- ・ 申請日の属する月において、申請者及びその世帯の収入の合計額が、基準額に家賃額を合算した金額以下であること

世帯人数	①基準額（3級地）	②家賃額（上限）	①+②
1人	7.8万円	25,000円	103,000円
2人	11.5万円	30,000円	145,000円
3人	14万円	33,000円	173,000円
4人	17.5万円	33,000円	208,000円
5人	20.9万円	33,000円	242,000円

- ・ 申請日において、申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人	100万円
5人	100万円

- ・ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ・ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない
- ・ ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと

## ●支給額・支給方法

### ・支給額

月収が基準額以下の方は次の額を上限として実費

世帯人数	家賃額（上限）
1人	25,000円
2人	30,000円
3人	33,000円
4人	33,000円
5人	33,000円

月収が基準額を超える方は、以下の数式により算定された額となります。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{家賃額} - (\text{月の世帯の収入合計額} - \text{基準額})$$

## ●支給期間

原則3ヵ月以内

※ 一定の条件を満たしている場合は、3ヵ月間の延長及び再延長が可能

## ●支給期間中の義務

住居確保給付金の受給中は、常用就職に向けた以下の就職活動を行ってください。この就職活動を怠った場合は、支給を中止することがあります。

- ① 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受け、職業相談確認票に公共職業安定所にて支援内容記入をのうえ安定所確認印を受ける
- ② 毎月4回以上、自立相談支援機関による面談等の支援を受け、職業相談確認票および常用就職活動状況報告書を提示して就職活動状況の報告をする
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受け、②の際に常用就職活動状況報告書を提出する

## ●お申し込み、ご相談について

住居確保給付金についてのご相談はお近くの自立相談支援機関へ

## オホーツク相談センターふくろう

〒090-0018 北見市青葉町16-23 水元ビル5階 NPO 法人ワークフェア

電話 0157-25-3110 FAX0157-33-5899

開所時間：月曜～金曜 8:45～17:30